

徳島県リサイクル認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徳島県における優良なリサイクル製品及び3Rモデル事業所を認定することにより、県内のリサイクル産業の振興を図るとともに、廃棄物等の発生抑制及び資源の有効利用を促進し、循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「リサイクル製品」とは、循環資源（循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。）第2条第3項に規定する循環資源をいう。以下同じ。）の全部又は一部を原材料として利用し、又は部品その他製品の一部として使用して製造加工された製品のうち、品質を一定に維持できるものをいう。ただし、循環資源を製品としてそのまま使用したもの（修理を行って使用するものを含む。）及び循環資源の製造加工の度合いが低いものは除く。

2 この要綱において「3Rモデル事業所」とは、廃棄物等の発生抑制並びに循環資源の再使用（循環基本法第2条第5項に規定する再使用をいう。以下同じ。）及び再生利用（循環基本法第2条第6項に規定する再生利用をいう。以下同じ。）の推進に積極的に取り組んでおり、他の模範となる事業所で、環境保全のための必要な措置及び環境負荷の低減に配慮している事業所をいう。

(リサイクル製品の認定等)

第3条 知事は、リサイクル製品のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認めるものを「徳島県認定リサイクル製品」（以下「認定製品」という。）として、認定することができる。

- (1) 主として県内で発生した循環資源を利用し、県内で製造加工される製品であること。
- (2) 廃棄物等の減量及び循環資源の有効利用が促進され、製造過程等において環境負荷の低減に配慮された製品であること。
- (3) 環境保全のために必要な措置が講じられ、適切な情報公開が行われている事業所において製造加工されている製品であること。
- (4) 申請時において既に県内で販売されている又は申請から6ヶ月以内に県内で販売されることが確実な製品であること。
- (5) 別表に定める徳島県リサイクル製品品質基準に掲げる各項目に適合していること。
- (6) リサイクル製品の製造工場については、環境の保全、工場等の操業等に関する法令が遵守され、環境の保全に関する措置が講じられていること。

(3Rモデル事業所の認定等)

第4条 知事は、県内の3Rモデル事業所のうち、次の各号に掲げる要件のいずれかに適合すると認めるものを「徳島県認定3Rモデル事業所」（以下「認定事業所」という。）として、認定することができる。ただし、環境の保全、工場等の操業等に関する法令が遵守され、環境の保全に関する措置が講じられている事業所に限るものとする。

(1) 3R実践事業所

事業所で発生する廃棄物等の発生抑制並びに循環資源の再使用及び再生利用に積極的に取り組み、著しい成果を上げている事業所

(2) 3R開発事業所

廃棄物等の発生抑制並びに循環資源の再使用及び再生利用に係る先進的な技術、装置及びシステム等の開発を行い、実用化し、著しい成果を上げている事業所

(3) 3R促進事業所

前2号に規定する事業所以外で、廃棄物等の発生抑制並びに循環資源の再使用及び再生利用の促進に著しい成果を上げている事業所

(認定の申請)

第5条 第3条の規定による認定を受けようとするリサイクル製品を製造加工する事業者は様式第1-1号により、前条の規定による認定を受けようとする事業者は、様式第1-2号により、必要な書類を添えて、別に定める募集期間内に知事に申請するものとする。

(検討会)

第6条 第3条及び第4条の規定による認定は、「徳島県リサイクル認定制度検討会」(以下「検討会」という。)における審査を経た上で知事が行う。

2 検討会の構成及び運営等については、別に定める。

3 検討会は、必要に応じ、当該認定の申請者に対するヒアリングを実施し、資料の提出を求め、現場の確認等を行うことができる。

(認定証の交付)

第7条 知事は、第3条の規定による認定を行ったときは様式第2-1号により、第4条の規定による認定を行ったときは様式第2-2号により、認定証を当該認定の申請者に交付するとともに、その旨を公表するものとする。

(認定の表示等)

第8条 認定製品を製造加工する事業者(以下「認定製品事業者」という。)は、当該認定製品に「徳島県認定リサイクル製品」であることを表示することができる。

2 認定事業所である事業者(以下「認定事業所事業者」という。)は、「徳島県認定3Rモデル事業所」とであると称することができる。

3 前2項の規定による表示等には、別に定める徳島県リサイクル認定制度認定マークを使用することができる。

4 何人も、認定製品及び認定事業所と誤認されるおそれのある表示等をしてはならない。

(認定の有効期間等)

第9条 認定製品及び認定事業所の有効期間は、知事が認定した日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 認定製品事業者及び認定事業所事業者(以下「認定事業者」という。)は、有効期間後も認定を継続させようとするときは、有効期間の終了する前の募集期間内に、再申請するものとする。

(変更の届出)

第10条 認定事業者は、認定の申請事項に変更があったときは、当該変更が生じた日から30日以内に、様式第3号により知事に届け出なければならない。

(認定の取消)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、検討会における審査を経て、認定を取り消すことができる。

(1) 認定製品が第3条に規定する要件に適合しなくなったとき。

(2) 認定事業所が第4条に規定する要件のうち当該認定要件に適合しなくなったとき。

(3) 認定事業者が前条の規定による届出をしなかったとき。

(4) 認定事業者が第13条の規定による責務を怠ったとき。

(5) 認定事業者が第14条の規定による報告等に応じなかったとき。

(6) 認定事業者が虚偽の申請等、不正の手段により認定等を受けたと認められるとき。

2 知事は、認定を取り消したときは、その旨を当該認定事業者に通知し、速やかに公表するものとする。

3 第1項の規定による認定の取消により損失が生じた場合は、当該認定を受けていた者がその責めを負うものとする。

(県の責務)

第12条 県は、物品等を購入し、又は、工事を発注する場合において、当該購入物品等又は当該工事で必要とする資材の品目と品質面等において同等と認められる認定製品があるときは、数量及び価格等を考慮の上、当該認定製品の優先的な調達又は使用に配慮するものとする。

2 県は、県内の市町村等に対し、認定製品の優先的な調達又は使用に配慮するよう協力を求めるものとする。

3 県は、県民及び県内の事業者に対し、認定製品及び認定事業所に関する適切な情報提供を行うものとする。

(認定事業者の責務)

第13条 認定製品事業者は、認定製品が第3条に規定する要件に適合するように品質及び性能を維持しなければならない。

2 認定事業所事業者は、認定事業所が第4条に規定する要件のうち当該認定要件に適合するように事業活動を行わなければならない。

3 認定製品事業者は、前年度における認定製品の販売状況を様式第4-1号により、認定事業所事業者は、前年度における当該認定要件に関する活動状況を様式第4-2号により、毎年4月30日までに、知事に報告するものとする。

4 認定製品の流通及び販売過程又は認定事業所の事業活動において、消費者等との間で認定製品又は認定事業所に係る問題が生じた場合には、認定事業者がその処理を行うものとする。

(報告等)

第14条 知事は、この制度の実施に必要な範囲内において、認定事業者から報告を求め、又は認定事業者の同意のもとに職員を工場等に立ち入らせ、調査することができる。

(庶務)

第15条 この要綱に関する事務は、危機管理環境部グリーン社会推進課において所掌する。

(その他)

第16条 この要綱の施行にあたっては、認定製品以外のリサイクル製品の使用、又は購入を排除するものではない。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年2月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年1月13日から施行し、令和2年度から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

徳島県リサイクル製品品質基準

区 分	品質基準等
規格等	次のいずれかの規格等に適合又は準じていること。 1 日本産業規格（J I S） 2 エコマーク商品認定基準 3 徳島県土木工事共通仕様書、公共建築工事標準仕様書、徳島県農林土木工事共通仕様書 4 その他公的機関が定める規格等で検討会において適当と認めるもの
安全性への配慮	1 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を原材料としていないこと。 2 土壌や水等に溶出する可能性があるものについては、次の基準に適合していること。 （1）土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条の規定に基づく指定基準（土壌汚染対策法施行規則第31条の規定による土壌溶出量基準及び土壌含有量基準） （2）ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定に基づく土壌汚染に係る環境基準 （3）溶融スラグの溶出試験については、「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用に関する指針」中の溶融固化物に係る目標基準 3 その他当該製品について適用される関係法令等を遵守していること。
循環資源の配合率	1 エコマーク商品認定基準に定めのある製品については、エコマーク商品認定基準で定める配合率の基準を満たしていること。（エコマーク商品認定基準で定める配合率の基準が、徳島県グリーン調達等推進方針で定める配合率の基準を下回っている場合を除く。） 2 エコマーク商品認定基準に定めのない製品であって、徳島県グリーン調達等推進方針に定めのある製品、及びエコマーク商品認定基準で定める配合率の基準が、徳島県グリーン調達等推進方針で定める配合率の基準を下回っている製品については、徳島県グリーン調達等推進方針で定める配合率の基準を満たしていること。 3 エコマーク商品認定基準及び徳島県グリーン調達等推進方針のいずれにも定めのない製品並びにその他知事が特に廃棄物等の有効利用及び減量に資すると認める製品については、検討会において別に定める配合率を満たしていること。

（備 考）

- 「J I S規格」とは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。
- 「エコマーク商品認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会が定めるものをいう。
- 「公共建築工事標準仕様書」とは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修によるものをいう。
- 「特別管理一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第3項に規定するものをいう。
 - ・PCBを使用した廃エアコン、テレビ、電子レンジ等の部品
 - ・血液が付着したガーゼ等の感染性病原体を含む一般廃棄物 等
- 「特別管理産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第5項に規定するものをいう。
 - ・廃油（産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類）
 - ・廃酸（PHが2.0以下の廃酸）
 - ・廃アルカリ（PHが12.5以上の廃アルカリ）
 - ・血液の付着した注射針等の感染性病原体を含む産業廃棄物
 - ・有害汚泥、PCBを含む廃油、PCBに汚染された廃プラスチック類、廃石綿 等
- 「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用に関する指針」とは、平成19年9月28日環廃対発第070928001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知に定めるものをいう。
- 「徳島県グリーン調達等推進方針」とは、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第10条に基づき、徳島県が平成14年3月28日に策定したものをいう。

徳島県リサイクル製品認定申請書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

申 請 者
住 所

氏 名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

徳島県リサイクル認定制度実施要綱第 5 条の規定により、次のとおり徳島県リ
サイクル製品の認定を申請します。

1 品 目 名	
2 製 品 名	
3 製品の寸法・重量 主な仕様 ※ 必要に応じて製品見本を提出	
4 製品の原材料 （１）循環資源の種類	（別紙「循環資源利用説明書」のとおり）
（２）循環資源の利用量及び 配合率	（別紙「循環資源利用説明書」のとおり）
5 製造工場の名称・所在地 ※ 製造過程によって分かれている場合 には、それぞれの製造工場を記載する こと。	

6 廃棄物等の減量及び循環資源の有効利用に対する効果	
7 製造過程等における環境負荷低減への配慮の状況	
8 工場等における環境保全のための必要な措置 ※ 廃棄物処理法上の許可が必要な場合には、許可証の写しを添付。	
9 製品又は製品製造に係る情報の消費者への公開体制、状況について	
10 規 格 等 (1) 日本産業規格等の品質、性能に関する基準等への適合状況 ※1 公的な規格の認定等を受けている場合には、認定等を受けていることを証明する書類を添付。 ※2 認定等を受けていない場合は、基準に適合していることを証する書類を添付（第三者又は公的な検査機関による試験検査結果、自社の検査データ等）	
(2) 製品の品質、性能に関する特記事項	

11 安全性への配慮 (1) 特別管理(一般・産業)廃棄物の使用の有無 (2) 製品又は原材料の土壌関係の基準適合状況 ※ 1の場合は、製品又は原材料が「徳島県リサイクル製品品質基準」に定める土壌関係の基準に適合していることを証明する書類を添付。(第三者又は公的な機関によるもの) (3) 生産販売するに当たって必要な法令等の遵守状況	1 有 ・ 2 無 申請製品は通常の使用方法において、土壌や水等に溶出する可能性があるものか。 1 有 ・ 2 無
12 販売状況 (1) 販売に関する経過及び販売開始(予定)年月日 (2) 製品の販売価格 (3) 類似製品の販売状況 (4) 年間生産(販売)予定量 (5) 過去3年の生産・販売実績 実績について情報公開の可否 (6) 販売地域・主な取扱店	①類似製品はあるか。(把握している範囲で可) 1 有 ・ 2 無 ②1の場合、類似製品と比較した場合の優位性又は弱点 1 公開可 ・ 2 公開不可
13 その他参考事項 ※ 特許等の取得状況等	
14 法令等違反の該当 ※ 必ず記入すること 該当に○印を記入	・ 刑事罰等法令上の罰則適用となった ・ 法令に違反し、行政処分を受けた ・ 法令に違反し、行政指導を受けた ・ 上記に該当なし (処分を受けた年月日 年 月 日)
15 担当者連絡先	

【添付書類】

①会社案内・パンフレット等
③当該製品の製造加工フロー証する書類

②当該製品の見本(現物及び製品説明書等)
④徳島県リサイクル製品品質基準に適合していることを
⑤別紙「循環資源利用説明書」

循環資源利用説明書

1 循環資源の利用量

循環資源の種類	納入者名	発生場所	処理（加工）方法	年間利用（予定）量
				t
				t
				t
合 計（A）				t
うち県内の循環資源の合計（B）				t
県内の循環資源の割合（B／A）				%

2 循環資源の配合率（1製品あたり重量比）

循環資源		循環資源以外の材料	
種 類	配合割合	種 類	配合割合
	%		%
	%		%
	%		%
合計含有割合	%	合計含有割合	%

3 上記情報についての情報公開の可否について

循環資源の利用量について	公開可 ・ 公開不可
循環資源の配合率について	公開可 ・ 公開不可

様式第 1－2 号（第 5 条関係）

徳島県 3 R モデル事業所認定申請書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

申 請 者
住 所

氏 名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

徳島県リサイクル認定制度実施要綱第 5 条の規定により、次のとおり徳島県 3 R モデル事業所の認定を申請します。

1 認定を受けようとする事業所	名 称	
	所在地	
	代表者氏名	
2 事業所の概要	事業内容	
	業 種	
	資本金	円
	従業員数	人
	製造品出荷額等	円／年
	廃棄物排出量	t ／年

3 申請の区分 ※該当する区分に○をしてください。	3 R 実践事業所 ・ 3 R 開発事業所 ・ 3 R 促進事業所
4 取り組みの概要	
5 取り組みの先進性	
6 取り組みの成果・効果	
7 今後の課題及び構想等	
8 その他環境保全の必要な措置、環境負荷低減の取り組みの状況	
9 その他参考事項	
10 法令等違反の該当 ※必ず記入すること 該当に○印を記入	・ 刑事罰等法令上の罰則適用となった ・ 法令に違反し、行政処分を受けた ・ 法令に違反し、行政指導を受けた ・ 上記に該当なし (処分を受けた年月日 年 月 日)
11 担当者連絡先	

【添付書類】

- ①事業所の位置図 ②会社案内等
- ③廃棄物処理計画、廃棄物処理管理体制、廃棄物処理フロー等が確認できる書類
- ④その他申請の区分ごとの取り組みの成果・効果を確認できる書類

徳島県認定（リサイクル製品・3Rモデル事業所）変更届出書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

届 出 者

住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

徳島県リサイクル認定制度実施要綱第10条の規定により、次のとおり
認定（製品・事業所）の変更について届け出ます。

1 認 定 番 号		
2 認定（製品・事業所）名		
3 変 更 年 月 日		
4 変 更 内 容		
	変 更 前	変 更 後
5 変 更 理 由		

徳島県認定リサイクル製品販売状況報告書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

報 告 者

住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

徳島県リサイクル認定制度実施要綱第13条第3項の規定により、次のとおり
認定製品の販売状況について報告します。

1 認 定 番 号		
2 認 定 製 品 名		
3 報告対象期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年3月31日	
4 販 売 状 況	販売数量	販 売 額
※必要に応じて資料を添付		
5 その他参考事項		
6 情報公開の可否	公 開 可 ・ 公開不可	

徳島県認定3Rモデル事業所活動状況報告書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

報 告 者

住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

徳島県リサイクル認定制度実施要綱第13条第3項の規定により、次のとおり
認定事業所の活動状況について報告します。

1 認 定 番 号	
2 認定事業所名	
3 認 定 区 分	
4 報告対象期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年3月31日
5 当該認定要件に 関する活動状況 ※必要に応じて 資料を添付	
6 その他参考事項	
7 情報公開の可否	公 開 可 ・ 公開不可